

第4回適時調査 「内部通報制度の整備状況」の集計結果の公表

日本監査役協会では、1年に1回定例の「年次調査」をはじめとした様々な調査活動を実施しており、その一環として監査役等の皆様の抱える課題について、「適時調査」として時宜にかなった概要調査をし、速やかにかかる結果を公表している。

今回実施した第4回適時調査では、企業不祥事の未然防止のためには、適切な内部通報制度の整備が重要であることから、「内部通報制度の整備状況」というテーマを設定した。

実施に際しては、7,369社に回答を依頼し、回答社数は3,058社、有効回答率は約41.5%となった。

1. 通報窓口の設置状況

調査の結果、公益通報者保護制度に対応している措置において「内部公益通報受付窓口の設置」を選択した会社は97%（3,058社中2,963社）となり、従業員301名以上の会社では99%（1,881社中1,861社）となっていることから、一定の実務的な整備水準の高さを示す結果となった。また、社内外での内部通報窓口の設置状況について「社内・社外どちらにも設置している」を選択した会社が81%（2,963社中2,391社）、「ハラスメント専用窓口を設置している」を選択した会社が31%（同931社）、「監査役等も内部通報の窓口の1つになっている」を選択した会社が42%（同1,249社）であった。

2. 運用上の課題

公益通報者保護制度に対応している措置において「公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置」及び「記録の保管、見直し・改善、運用実績の労働者等及び役員への開示に関する措置」は、他の措置よりも比較的回答の割合が低いといえ、回答会社が置かれた現在の状況としては、内部通報制度の整備段階から運用段階への過渡期であることがうかがえる。

また、内部通報の年間平均件数については、0件（ハラスメントも含まれる）を選択した会社が22%（2,963社中660社）となり、内部通報の運用の実効性に課題があるケースも含まれていることが考えられる。内部通報の公表状況については、「特に公表していない」を選択した会社が69%（同2,032社）となり高い割合を示した。社内での周知方法については、「メールやイントラネットでの周知」を選択した会社が70%（2,204社中1,536社）で最も多く、次いで、「職位や経験年数に応じた研修等」を選択した会社が54%（同1,188社）となった。定期的に粘り強く内部通報制度の周知を行い、今後も実効性ある運用を実施していくことが望まれる。

本調査結果の取りまとめにあたっては、従業員301名以上の会社と従業員300名以下の会社に分けた集計も行っているため、本文をご参照のうえ自社の内部通報制度の運用にご活用いただければ幸いです。